特例民法法人が移行を検討するに当たってのメリット・デメリット

| 区分 | 公益社団·財団法人 | | 一般社団·財団法人 | |
|--------------|--|---|---|--|
| | メリット | デメリット | メリット | デメリット |
| 社会的信用 | 「公益社団法人」 「公益財団法人」の 名称(名称独占) | | | |
| 税制 | 寄附税制の優遇 | | | 営利法人と同等 の課税 |
| | 公益目的事業は非 課税 | | | O 10K476 |
| | 収益事業の利益を 公益目的事業に充当 することにより、法 人税率が軽減 | | | 非営利型一般法 人は、収益事業のみ に課税 |
| 事業活動の 制限等 | | 公益目的事では を では では では では では では では では では では | 事業活動が自由 事業の収益・費用 についての制限は、 公益目的支出計画 の実施事業のみ | |
| 保有財産の規制 | | ある 公益目的目標 ままま おいか おいか おいか おいか おいか おいか おいか かい か | ない | 公益目的財産に 関する計画(公益目 的支出計画)を策定 し、その内容に可 を受け、移行後も行 政庁の監督下 公益目的財産額 は、自由に処分でき ない |

一般論として、以下を想定

- ・ 公益社団・財団法人は、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ主 に公益目的事業を実施していきたい法人が選択
- ・一般社団・財団法人は、比較的自由な立場で、非営利部門において、可能な範囲 で公益目的事業を含む様々な事業を実施していきたい法人が選択